

諮詢日：令和7年3月21日（令和6年度（個）諮詢第15号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（個）答申第10号）

件名：和歌山地方裁判所における特定の裁判手続において法廷内の特定人を写真撮影させたこと等に関する文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、和歌山地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、和歌山地方裁判所長が令和7年2月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

保有個人情報開示通知書は事実と異なる。文書は存在している。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

和歌山地方裁判所は、開示申出に係る情報を記録した司法行政文書について、「平成10年に実施された申出人に係る勾留理由開示手続において法廷内の申出人を写真撮影させたこと」について、裁判所職員が報道機関にカメラを渡したことについての調査書面等全ての文書」と整理の上、関係部署において探索したが、同文書は存在しなかった。当該文書は、平成10年ころの申出人に係る勾留理由開示手続について、何らかの調査を実施した際に作成された書面と考えら

れるところ、仮に調査が実施されたとしても 20 年以上前の出来事であり、和歌山地方裁判所において、当該文書を作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否か、そもそも調査自体を実施したのかも含め判然としなかったことから、「存在しない」との理由により不開示とする判断に至ったものであり、不自然な点はない。

## 第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 7 年 3 月 21 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 10 月 3 日 審議
- ④ 同月 24 日 審議
- ⑤ 同年 11 月 7 日 審議
- ⑥ 同年 12 月 5 日 審議

## 第 6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象個人情報が記録された司法行政文書は、和歌山地方裁判所においてこれを探索したが存在しなかったというのであるところ、当該文書は、苦情申出人による開示の申出に照らせば、仮に存在したことがあったとしても、平成 10 年頃に作成され、又は取得されたものと考えられる。そして、仮に当該文書が作成取得されたとしても、当該文書は特定事件に関する裁判所と報道機関との対応に関する文書であり、平成 24 年 12 月 6 日付け最高裁判所事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第 4 の 3 (4) に定められた内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって用済み後廃棄される短期保有文書に該当すると考えられる。また、平成 24 年 12 月 6 日付け最高裁判所事務総局秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」別表第 1 「庶務に関する事項」の「広報に関する業務」を参照しても、広報の基本計画や実施についての保存期間の例は長いものでも 5 年とされている。このように

平成10年から本件開示申出日までに20年以上経過している事実と、仮に当該文書が作成取得されたとしても前記各通達により用済み後廃棄される扱いであったか又は保存期間は長くとも5年であったこと及び前記各通達が定められた平成24年から本件開示申出日までに10年以上経過している事実を併せ考えると、仮に本件対象個人情報が記録された司法行政文書が存在したことがあったとしても廃棄済みであると考えられるから、本件開示申出時において当該文書を実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不合理な点は見当たらない。そのほかに、和歌山地方裁判所において本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

2 以上のとおり、原判断については、和歌山地方裁判所において、本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

平成10年の公留（理由）開示法廷ぼうちょう席よりカメラで、ほうてい内の原  
告をしやしんえいきょうさせたこと、ぼうちょう人への検査のじっし、しょくいん  
が不正に、A社とB誌にカメラをわたしたとされているが、この件にての書面、調  
査書面、決裁書面の全て